

2025年8月28日

各位

会社名 ヒーハイト株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 尾崎 浩太  
 (証券コード: 6433、東証スタンダード)  
 問合せ先 取締役執行役員管理部長 佐々木宏行  
 (TEL: 049-273-7000)

## 中小受託取引適正化法への対応を確認しました

当社にとって重要な法律の下請法は、約 20 年ぶりの大規模な法改正があり、関係キーマン数十名がセミナーを受講しました。

2025年5月に下請法の改正法として成立した「中小受託取引適正化法(取適法 とりてきほう)」は、2026年1月1日から施行されます。(※法律正式名称は下)

基本的な内容から違反・勧告事例、取引環境の改善、実務に役立つ内容を学び、今までの対応への再確認から特に追加事項の確認を注目しました。

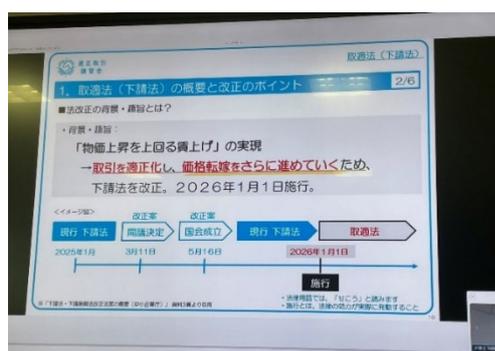
- ・手形払いの禁止への対応(納品後60日以内の振込)  
振込に代わる取引先様の口座番号を再確認いたします。
- ・適用対象に従業員基準の追加  
今までの資本金基準から当社は非下請会社でした。  
これから従業員300人以下の当社は、製造委託事業者(親事業者)に対して、中小受託事業者(下請事業者)として分類されます。中小受託事業者としてしっかり対応していきます。  
販売先様へも連絡いたします。
- ・あらかじめ定めた下請代金減額禁止の明確化  
事前に承諾があったとしても手数料を中小受託事業者に負担させることは出来なくなります。

また当社は、内閣府・中小企業庁並びに埼玉県などが推進する「パートナーシップ構築宣言」を公表しております。サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携による相互付加価値向上及び、共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップの構築を目指しております。

### ※法律正式名称

中小受託取引適正化法→「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律」

下請代金支払遅延等防止法→「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」



以上